# 「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業」のご案内

# ~給食費の一部をひと月最大4,500円補助します~

# 補足給付事業とは

私学助成幼稚園において給食費として保護者が実費負担している費用のうち、「**副食費(ごはんやパンなどの主食を除いたおかず・おやつ分の費用)を補助する事業**」です。

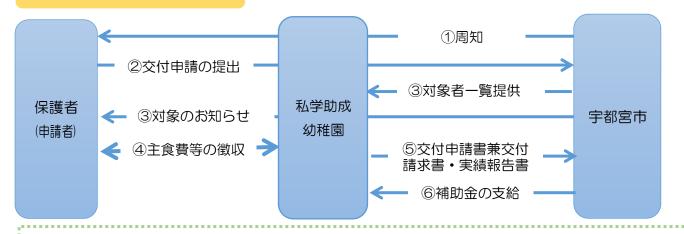
事業の対象者などの概要については下記の表のとおりです。



#### 補足給付事業の概要

	次の①または②のいずれかに該当する世帯
対象者	①市町村民税所得割額(世帯合算)が77,101円未満の世帯
	(世帯年収が360万円未満相当の世帯)
	※父母の合計所得金額がそれぞれ 420,000 円以下であり, 同居の祖父母がいる
	場合には,同居の祖父又は祖母のうち,市町村民税所得割課税額のより高い人
	物を算定に含めます。
	※4月~8月分は前年度の税額,9月~3月分は当年度の税額にて判定します。
	※住宅借入金等特別控除や,寄付金控除など調整控除以外の項目は減算されません。
	②第3子以降の子どもがいる世帯
	※現に養っている 18 歳未満の子どもから数えて 3 番目以降の子どもが対象で
	あり、大学や専門学校へ子どもが進学している場合には、保護者が養っている
	ことが分かるもの(学生証等)の提出によりカウントできる場合があります。
対象費用 と補助額	<対象費用>
	副食費(ごはんやパンなどの主食を除いたおかず・おやつ分の費用)
	<補助額>
	子ども1人あたり月額4,500円を上限
	※副食費相当額は施設によって異なります。
申請手続	対象の要件に該当し補助を希望される方は、通園する私学助成幼稚園
	を通して <u>「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書」を</u>
	<u>提出</u> してください。

# 手続きの基本的な流れ



- ① 市は、「副食費の施設による徴収に係る補足給付事業」の案内について、施設や保護者へ周知する。
- ② 利用を希望する保護者は、「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書」を、施設を通して市に提出する。
- ③ 市は、申請書に基づき、給付対象の可否を確認し、申請者に給付対象のお知らせ等を通知するとともに、施設には給付の対象者一覧を提供する。
- ④ 施設は、主食費分(副食費が月額4,500円を超える場合は超過する分)を申請者から徴収する。
- ⑤ 施設は、市に「交付申請書兼交付請求書」と「実績報告書」を提出する。
- ⑥ 市は、内容を審査し、施設に補助金を支給する。
- ※ 給付対象の保護者は、対象者の条件に該当しなくなった場合や支給認定区分の変更があった場合等には速やかに施設等に報告してください。

# 留意事項

本事業の給付適用は、当該年度限り(給付対象世帯でなくなったときはその月まで)になります。次年度以降も本事業を利用するには、再度、「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書」の提出が必要になります。

※修正申告に伴う課税状況の変動や世帯員の変更などによって、対象範囲が変わる可能性がありますので、状況が変わった場合は、必ず、通園する施設又は市に連絡をしてください。

• 本事業は次年度4月から速やかに事業を開始できるよう、事前案内等を行っており、<u>補助額な</u> どの内容が変更になることもありますので、あらかじめ了承ください。

#### 問い合わせ先

ご不明な点などございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1-5 宇都宮市子ども部保育課 管理グループ 電 話:028-632-2322